

科学研究費取扱要領
令和2年度（2020年度）版

杏林大学

公的資金企画管理課

目 次

はじめに	4
必要書類早見表	5
【1】 科研費の執行について	7
1. 使用ルールについて	7
2. 研究費の適正な執行について	7
3. 研究費の管理及び諸手続きについて	7
4. 研究費の使用方法について	8
(1) 物品の購入（備品・用品・消耗品）	8
1 備品・用品の購入	9
2 消耗品の購入	10
3 消耗品（図書、実験動物、放射性同位元素等）の購入	11
(2) 旅費の支払い	12
1 研究者自身の国内旅費、海外旅費	12
2 招聘旅費	14
3 旅費支払いにあたっての注意事項	15
(3) 謝金の支払い	16
(4) 人件費の支払い	17
(5) その他の費用の支払い	18
1 検査委託代、印刷製本代、英文校正（翻訳）代等の委託費	18
2 切手代、宅配便代、会議費・会場借料代	19
(6) 立替払いの注意点	20
(7) 注意事項	20
1 支払いについて	20
2 合算使用について	21
3 研究成果の公開時の義務について	21
4 研究費の繰越しについて	21
5 執行にあたってのルール	22
6 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」 改正に伴う注意事項	22

【2】各種様式

(様式1) 物品購入申請書	23
(様式2) 科研費引出請求書	24
(様式3) 物品寄付申請書	25
(様式4) 付帯工事調査依頼書	26
(様式5) 検査調書	27
(様式6) 旅費請求書	28
(様式7) 出張許可依頼書	29
(様式8) 出張報告(記録)書	30
(様式9) 謝金支払依頼書	31
(様式10) 会合報告(記録)書	32
(様式11) 科研費立替払い請求書	33
(様式12) 換金性の高い物品設置報告書	34

【3】規程・指針

・杏林大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程	35
・杏林大学研究者行動指針	38

はじめに

本冊子は科学研究費（以下「科研費」という。）に関する取扱要領を定めています。杏林大学所属の研究者（以下「研究者」という。）が受領した文部科学省・日本学術振興会の科学研究費助成事業に係る研究費（科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金）及び厚生労働科学研究費補助金等（厚生労働科学研究費補助金、厚生労働行政推進調査事業費補助金）（以下「研究費」という。）の執行にあたっては、この取扱要領に基づいて手続きされるようお願いいたします。

前年度からの変更点

特になし

必要書類早見表

※執行にあたっては本冊子の各項目記載の説明をご確認ください。

項目	主な支出区分	内容、価格、基準等		発注者	収取の有無	必要書類	備考
物品の購入	備品	大型研究機器、実験装置、パソコン等々	1個または1組の価格が20万円以上、耐用年数1年以上の物品 (研究機器及び用具)	研究者の依頼に基づき 公的資金企画管理課が発注	○	・請求書、納品書、見積書 ・ 物品寄付申請書【様式3】 ※文部科研のみ ・契約書、検査調書 ※納入単価が100万円以上の場合	P.9参照
	用品		1個または1組の価格が10万円以上、20万円未満、耐用年数1年以上の物品	研究者の依頼に基づき 公的資金企画管理課が発注		・請求書、納品書、見積書 ・ 物品寄付申請書【様式3】 ※文部科研のみ	P.9参照
	消耗品	文房具、実験試薬、ICレコーダー、インクカートリッジ等々(研究課題に係る物品)	1個または1式の価格が10万円未満の物品	研究者 ※公的資金企画管理課へ 発注依頼しても可		・請求書、納品書、見積書 ・ 換金性の高い物品設置報告書【様式12】 ※換金性の高い物品の場合 ※文部科研のみ	P.10参照
	図書	書籍(電子書籍含む)、雑誌(電子ジャーナル含む)、DVD・CD-ROM等の映像コンテンツ		研究者が所属するキャンパスの図書館を通して発注		・請求書、納品書、見積書	P.11参照
	実験動物	研究用実験動物		研究者が所属するキャンパスの実験動物施設(部門)を通して発注		・請求書、納品書、見積書	P.11参照
	放射性同位元素	ラジオアイソトープ(RI)		研究者が所属するキャンパスの放射線同位元素部門を通して発注		・請求書、納品書、見積書	P.11参照
旅費	国内旅費、海外旅費	研究会(参加・発表)、フィールドワーク、研究打ち合わせ、講習会等		-	×	・ 旅費請求書【様式6】 ・旅費、宿泊代、参加費等の請求書等金額の明細 ・ 出張報告(記録)書【様式8】	P.12参照
	招聘旅費					・ 旅費請求書【様式6】 ・ 出張許可依頼書【様式7】 ・旅費、宿泊代、参加費等の請求書等金額の明細 ・ 出張報告(記録)書【様式8】	P.14参照
謝金	研究協力者への謝礼金等	当該研究を遂行する為の資料整理、実験補助、翻訳等の臨時的な依頼		-	×	・ 謝金支払依頼書【様式9】 ・演者略歴書 ※講演依頼の場合(自由様式)	P.16参照

※執行にあたっては本冊子の各項目記載の説明をご確認ください。

項目	主な支出区分	内容、価格、基準等	発注者	検収の有無	必要書類	備考
その他の費用	人件費	学員雇用（或いは派遣会社雇用）人件費	—	×	・請求書	P.17参照
	検査委託代	検体検査、生理機能検査等各種検査委託	研究者 ※公的資金企画管理課へ発注依頼しても可	○	・請求書、納品書、見積書 ・検査結果の通知書等	P.18参照
	各種利用代	データベースの利用、他機関等の機器利用（レンタル代・リース代含む）等	研究者 ※公的資金企画管理課へ発注依頼しても可	○	・請求書、納品書、見積書 ・利用料の詳細が分かる書面（契約書やWEB上の該当ページのコピー等）	P.18参照
	印刷製本代	成果発表等のレジュメ、会議資料、研究成果報告書の作成等	研究者 ※公的資金企画管理課へ発注依頼しても可	○	・請求書、納品書、見積書 ・納品された印刷物・製本の現物 ※配布した場合には配布先の一覧	P.19参照
	英文校正（翻訳）代	業者への翻訳、英文校正等の委託	研究者 ※公的資金企画管理課へ発注依頼しても可	○	・請求書、納品書、見積書 ・校正（翻訳）された論文等の一部	P.19参照
	切手代	郵便料	研究者が立替にて行う	○	・科研費立替払請求書【様式11】 ・出納帳 ※購入日、送付日、送付先、送付物を明記	P.19参照
	クオカード代	アンケート協力、実験被験者協力に対する謝礼	研究者が立替にて行う	○	・科研費立替払請求書【様式11】 ・受領証 ※受領日、住所、氏名を明記。一齐に手渡す場合は1枚の表で管理も可	P.20参照
	宅配便代	宅配便・ゆうパック	研究者が立替にて行う	○	・科研費立替払請求書【様式11】 ・宅配業者の伝票控（領収印押印済） ※送付物の内容を明記	P.20参照
会議費、会場借料	会議、打合せの為の会場借用費用、弁当代等	研究者が立替にて行う	○	・会合報告（記録）書【様式10】 ・科研費立替払請求書【様式11】 ・会議の開催案内、パンフレット ・会議の議事録、芳名録	P.20参照	

【1】 科研費の執行について

1. 使用ルールについて

研究費の執行は、以下のルール等に基づき取り扱うものとします。

文部科学省・日本学術振興会分

「研究者使用ルール（交付条件）（令和2年度(2020年度)）」

「研究者使用ルール（補助条件）（令和2年度(2020年度)）」

厚生労働省分

「厚生労働省科学研究費補助金取扱規程」

「厚生労働省科学研究費補助金取扱細則」

「厚生労働省科学研究費補助金事務処理要領」

共通

「杏林大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程」

「杏林大学科研費支出基準」

「科学研究費取扱要領」

その他

「事業ごとの取扱要領」

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

2. 研究費の適正な執行について

研究者は交付申請書または契約書等の計画に従い、研究費を適正に執行しなければなりません。研究計画を大幅に変更する場合は、文部科学大臣または配分機関長の承認が必要になります。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」に伴い、本学は「杏林大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程」を改正しました。

3. 研究費の管理及び諸手続きについて

- (1) 交付された研究費は、研究代表者、研究分担者の委任のもと学長名義の管理口座に受領し、公的資金企画管理課が管理します。
- (2) 研究者は、研究費の支出状況を把握し、適正に使用しなければなりません。
- (3) 研究費を使用する場合は「科研費引出請求書」（様式2）に必要事項を記入し、押印の上、関係書類を添えて公的資金企画管理課に提出してください。
支払いは、原則として銀行の指定された口座に振り込みます。
- (4) 研究費の使用期間について
 - ・ 科学研究費補助金（補助金分）、厚生労働科学研究費補助金等の研究費
(例：新学術領域研究、基盤研究(B)、挑戦的研究（開拓）、研究活動スタート支援、厚生労働科学研究費補助金等における全事業)
 - 使用開始：(当該年度) 内定通知日以降
 - 使用終了：年度末（3月31日）

- ・学術研究助成基金助成金（基金分）（例：基盤研究(C)、若手研究、挑戦的研究(萌芽)）

使用開始：研究期間の初年度の内定通知日以降

使用終了：研究計画の最終年度の3月末

これをふまえ、後述の「4. 研究費の使用方法について」における経費区分毎に、以下のとおり締切を設けます。学術研究助成基金助成金の継続課題については、各々の締切日以降に発生した伝票の支払いは次年度の支払いになります。

ただし、他大学の研究代表者から分担金の配分を受け研究を行う研究者は、代表校が指定する締切を優先してください。

【物品費】

設備備品費：当該年度の2月17日

消耗品費：当該年度の3月31日までに納品され、引出請求書が提出されたもの

【旅費】

当該年度の3月31日までの出張旅費

【謝金】

当該年度の3月11日までに役務が終了し、引出請求書が提出されたもの

【人件費】

当該年度の3月31日までの出勤した人件費

【その他】

当該年度の3月31日までに納品され、引出請求書が提出されたもの

※各々の期日が休日（日曜・祝祭日）の場合は、その前日

4. 研究費の使用方法について

(1) 物品の購入（備品・用品・消耗品）

➤ 物品の種類

物品は、金額や耐用年数により3つに区分されます。

備品	1個または1組の価格が20万円以上、耐用年数1年以上の物品（研究機器及び用具）
用品	1個または1組の価格が10万円以上、20万円未満、耐用年数1年以上の物品
消耗品	1個または1式の価格が10万円未満の物品 ※ソフトウェアは10万円以上でも消耗品として扱う

➤ 物品の金額による必要書類

金額により次の書類が必要になります。

契約書
検査調書※

(※納入単価が 100 万円以上の場合)

➤ 提出が必要な証拠書類について

物品の購入後、納入業者に費用を支払うためには、次の書類が必要です。

請求書
納品書
見積書※

(※厚生労働科学研究費補助金等の場合のみ、2 社以上の見積が必要)

これらの書類には、以下の項目の記入と押印が必要です。

- ・日付 (見積日⇒納品日・請求日の順になっていること)
- ・宛先 (杏林大学・学部名・研究者名(フルネーム)または研究事業名・研究者名)
- ・研究者確認印

(1) - 1 備品・用品の購入

備品・用品は研究者で発注を行うことができません。公的資金企画管理課が手続きを行います。

①発注

公的資金企画管理課へ「物品購入申請書」(様式1)、「付帯工事調査依頼書」(様式4)、「カタログまたは仕様書等」を提出してください。公的資金企画管理課は、施設課へ工事調査の依頼ならびに複数の業者(3社以上)に見積依頼をし、工事の必要がない場合は一番安価な業者に発注します。(工事が必要な場合は、研究者に連絡します。)なお、100万円以上の備品・用品の場合は発注前に発注予定の業者と物品売買契約を締結することから、通常の設備備品より発注・納品に時間がかかりますのでご注意ください。

②納品

発注された物品は、研究者に納品される前に検収され、納品書には検収日が入った検収印が押印されます。検収された物品は、業者より「納品書(公的資金企画管理課検収印押印済)」・「請求書」とともに研究者へ納品されます。なお、100万円以上の物品については検収・設置確認後、公的資金企画管理課作成の検査調書に研究者の確認印をいただきます。

*大型機器等の物品は、公的資金企画管理課が出向き納品場所で検収しますのでご連絡ください。

③支払

「納品書」・「請求書」へ受領確認印を押印し、「科研費引出請求書」(様式2)を添えて公的資

金企画管理課へ提出してください。「科研費引出請求書」を基に支払いをします。

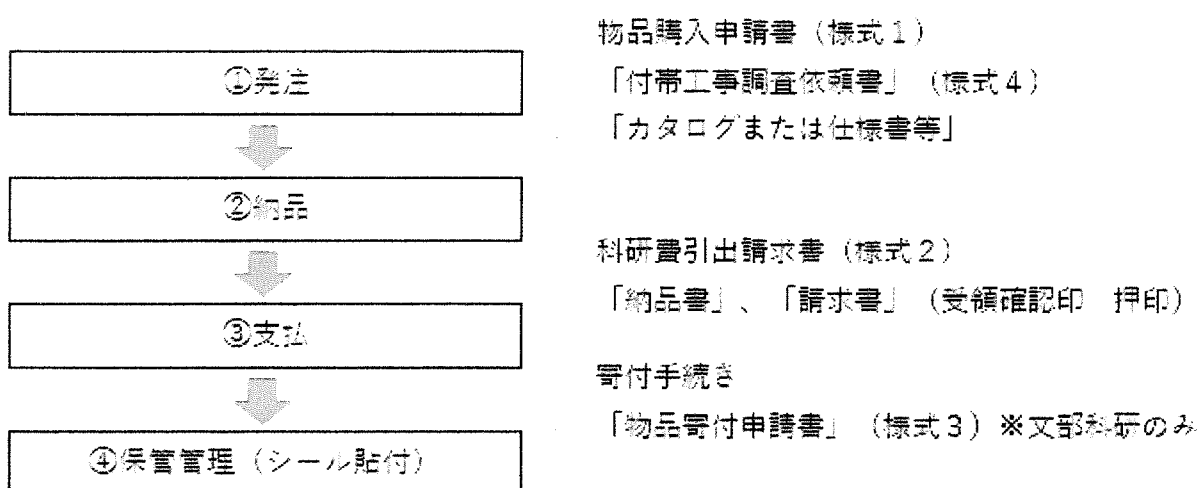
④寄付手続き（文部科学省・日本学術振興会分）

文部科学省・日本学術振興会分の科研費により備品・用品を購入する場合は、「物品寄付申請書」（様式3）を前述の支払依頼書類とともに提出してください。

⑤保管管理

支払後、文部科学省・日本学術振興会分の科研費により購入した備品・用品には、本学用度・管財課より備品保管証（保管シール）が貼付されますが、厚生労働省分の科研費により購入した備品・用品には、公的資金企画課が配布する備品保管証（保管シール）をよく見える場所へ貼り、研究者の責任において、適切に管理してください。

〈物品発注から保管管理までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉



（1）－2 消耗品の購入

消耗品は研究者が直接発注することができます。備品・用品と同様、公的資金企画管理課に発注の依頼をすることも可能です。

なお、研究者が直接発注する場合は、発注業者には必ず、研究者へ納品する前に公的資金企画管理課に検収を受けに行くよう指示してください。公的資金企画管理課では、発注した物品と納品された物品の照合を行います。

また、平成29年度より文部科学省・日本学術振興会分の科研費においては、10万円未満の換金性の高い物品（パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、モニター、録画機器等）については管理を行うこととなりましたのでご注意ください。（「換金性の高い物品設置報告書」（様式12））

①発注

公的資金企画管理課へ「物品購入申請書」（様式1）により速やかに発注の内容（物品、数量、支出する研究費、研究課題番号、発注先業者）を公的資金企画管理課へ連絡してください。公的資金企画管理課へ発注を依頼する場合は「物品購入申請書」を提出してください。公的資金企画

管理課にて複数の業者の見積りを依頼します。なお、消耗品は研究者の直接発注が可能ですが、厚生労働省分の科研費により購入する場合は必ず2社以上の見積りを取り、安価な業者へご発注ください。もし2社以上の見積りが難しい場合は、その旨理由書をご提出ください。(様式自由)

②納品

研究者へ発注物品が納品される前に、公的資金企画管理課にて検収します。公的資金企画管理課では、納品書には検収日が入った検収印を押印します。押印検収済の物品は、業者より「見積書」・「納品書(公的資金企画管理課検収印押印済)」・「請求書」とともに研究者へ納品されます。

*公的資金企画管理課より発注を行う場合、見積書は公的資金企画管理課作成が管理するため研究者の元には届きません。

**宅配便などの直送品、検収時間外の納品等についても、公的資金企画管理課が検収しますので、現品をお持ちください。運搬不可能な物品の場合は、公的資金企画管理課が納品場所に行き検収します。

③支払

「見積書」・「納品書」・「請求書」へ受領確認印を押印し、「科研費引出請求書」(様式2)を添えて公的資金企画管理課へ提出してください。「科研費引出請求書」を基に支払いをします。

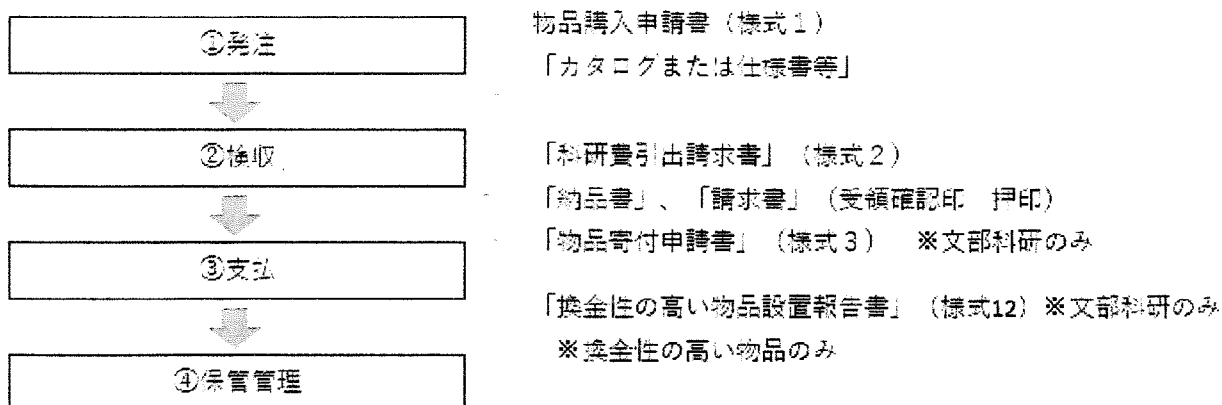
④設置報告手続き(文部科学省・日本学術振興会分)

文部科学省・日本学術振興会分の科研費により購入した換金性の高い物品については、「換金性の高い物品設置報告書」(様式12)を前述の支払依頼書類とともに提出してください。

⑤保管管理

支払後は、研究者の責任において、適切に物品管理を行ってください。

〈物品発注から保管管理までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉



(1) - 3 消耗品(図書、実験動物、放射性同位元素等)の購入

図書、実験動物、放射性同位元素等はいずれも消耗品の扱いとなり、研究者自身で発注を行っていただきますが、検収は公的資金企画管理課で行います。

図書・雑誌・DVD等の映像コンテンツ等

研究者が所属するキャンパスの図書館を通して発注を行ってください。納品・検収は図書館で行います。

実験動物

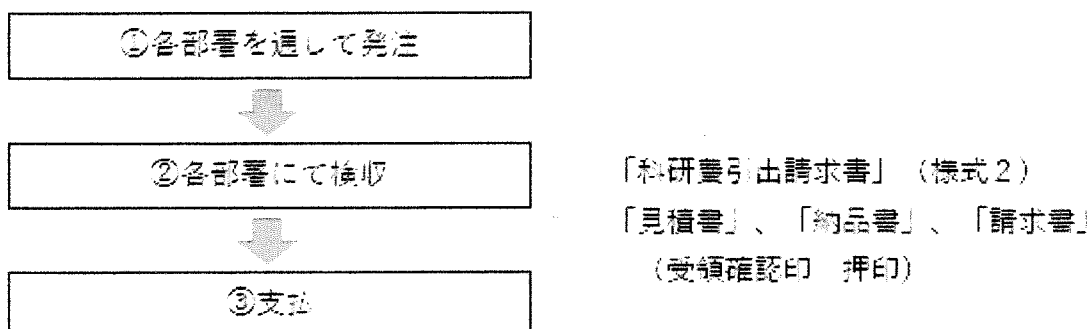
「杏林大学における動物実験等の実施に関する規程」に基づいた手続きを経た上で、研究者が所属するキャンパスの実験動物施設（部門）を通して発注してください。納品、検収は、実験動物施設が行います。

放射性同位元素

研究者が所属するキャンパスの放射性同位元素部門を通して発注を行ってください。納品・検収は放射性同位元素部門で行います。

検収・納品後は、備品・用品・消耗品購入時と同様、「見積書」・「納品書」・「請求書」へ受領確認印を押印し、「科研費引出請求書」（様式2）を添えて公的資金企画管理課へ提出してください。

〈物品発注から保管管理までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉



（2）旅費の支払い

旅費は、研究代表者、研究分担者または研究協力者が、当該研究を実施するうえで必要な場合（成果発表・情報収集・講習会・研究打ち合わせ等）のみ支払いが可能です。

また、各省庁からの補助金交付内定以前の旅費の立替払いは認められません。

旅費は、出張者の個人口座へ振り込みます。

なお、厚生労働省分の科研費の海外出張については、原則交付申請時に届け出た出張のみ旅費の支払いが可能となりますのでご注意ください。

※研究分担者・研究協力者への旅費は、研究代表者と十分に協議し、出張者に出張依頼してください。

（2）－1 研究者自身の国内旅費、海外旅費

研究者自身が科研費により出張する場合は、国内・海外問わず以下の手続きが必要となります。

①学会等出張許可申請

学会等出張許可申請書（国内：緑色、海外：橙色）を提出し出張の許可を得てください。

（申請書の提出先：所属部局担当課）

学会等出席許可申請書ご提出の際は、参加する学会のパンフレットの写し、その他出張用務の内容がわかる書類、参加費が必要な場合には参加費の金額が記載された箇所の写しを併せて提出してください。

②旅費支払請求

概算払い、立替払いの2種類があります。

i) 概算払いの場合（出張許可後、出張前に旅費、宿泊代、参加費等の経費を支払う場合）

下記書類にて公的資金企画管理課へ支払依頼をしてください。

【出張前】

旅費・宿泊代・参加費等の請求書等を公的資金企画管理課にご提出ください。当該書類を元に公的資金企画管理課で概算を算出し、「旅費請求書」（様式6）を研究者にお渡しします。旅費請求書に確認印押印後、「科研費引出請求書」（様式2）とともに公的資金企画管理課に提出してください。

【出張後】

精算処理するために、出張より戻り次第「出張報告（記録）書」（様式8）、出張前に提出しなかった領収書等その他取り揃えるべき証拠書類を公的資金企画管理課に提出してください。

ii) 立替払いの場合（出張許可後、出張後に旅費、宿泊代、参加費等の経費を支払う場合）

出張許可後、出張後に旅費、宿泊代、参加費等の経費を精算する場合、出張より戻り次第「出張報告（記録）書」（様式8）、旅費・宿泊代・参加費等の請求書等金額の明細の書類を公的資金企画管理課に提出してください。

証拠書類をもとに公的資金企画管理課にて旅費を算出後、研究者に「旅費請求書」をお渡しします。確認印の押印後、「科研費引出請求書」とともに公的資金企画管理課に提出してください。

なお、出張にあたって必要となる証拠書類は以下のとおりです。（領収書等にはいずれも確認印押印要）

宿泊	領収書、ホテルの明細等
特急券・新幹線	切符、領収書
航空機	航空券（e-チケット）、搭乗券の半券、請求書、領収書
学会	参加証（学会の発行する本紙） <u>ただし、懇親会の費用は支払いできません。</u>

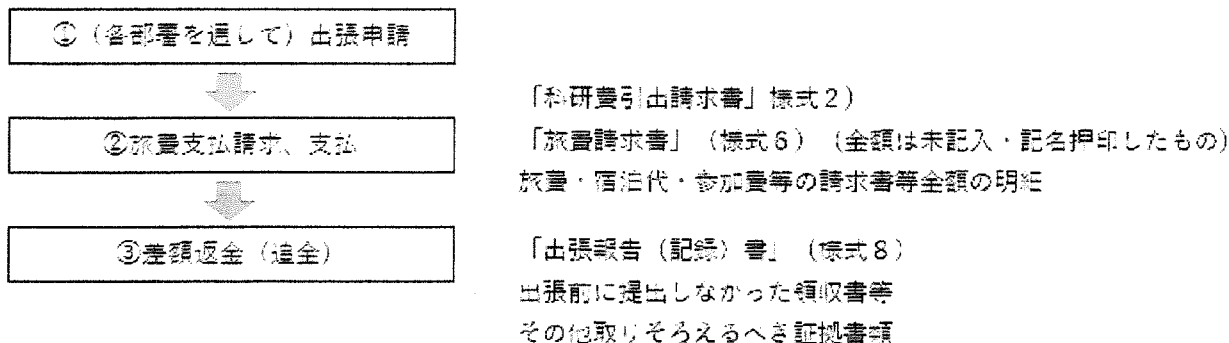
なお、旅費はクレジットカードでの立替払いを例外として認めています。クレジットカードで立替払いを行った場合は「科研費引出請求書」等とともにクレジットカードの支払明細書本紙をお持ちください。

③支払

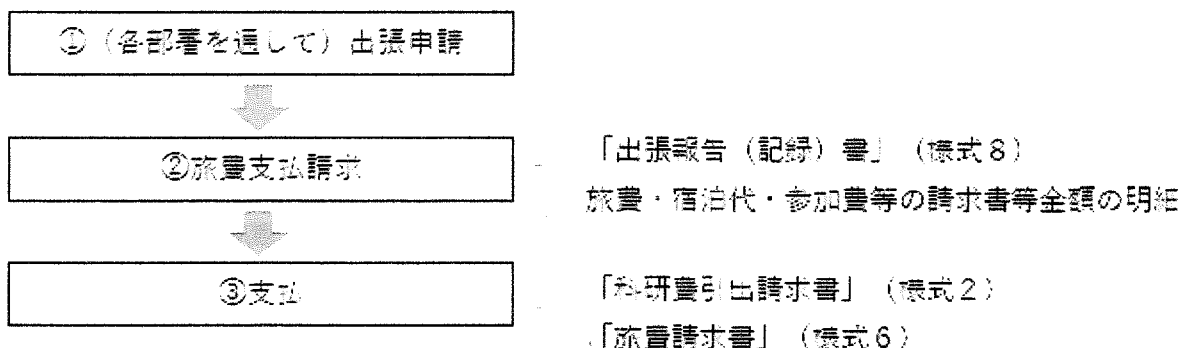
「科研費支払引出請求書」をもとに科研費にて支払います。

〈出張から支払までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉

i) 概算払いの場合



ii) 立替払いの場合



(2) - 2 招聘旅費

他の研究機関に所属する研究協力者の旅費を本学で受け入れた研究費から支出することができます。

ただし、海外研究者を招聘する場合は、学園の承認手続きが必要となりますので事前に公的資金企画管理課に連絡ください。

①招聘依頼

招聘者の研究機関へ出張依頼書を送付するため、「出張許可依頼書」(様式7)を公的資金企画管理課に提出してください。

なお、招聘者が国内の研究機関に所属する場合、本学の「学会等出席許可申請書」に準じた様式の提出が可能であれば「出張許可依頼書」提出の必要はありません。招聘者が研究機関に所属しない場合、研究者間の「出張依頼書」「承諾書」の書類が必要になりますが、当該依頼書(コピー)・承諾書は、必ず招聘前に公的資金企画管理課へ提出してください。

②旅費支払請求

出張後、「出張報告（記録）書」（様式8）、「旅費請求書」（様式6）（金額は未記入・記名押印したもの）、旅費・宿泊代・参加費等の請求書等金額の明細の書類を公的資金企画管理課に提出してください。

公的資金企画管理課で旅費を計算し、招聘者に旅費請求書を渡ししますので、確認印を押印し、「科研費引出請求書」（様式2）とともに公的資金企画管理課に提出してください。

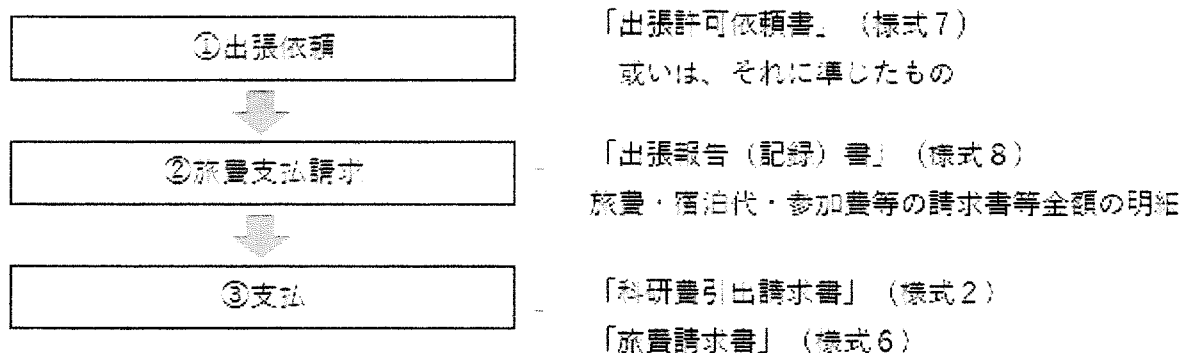
なお、出張にあたって必要となる書類は以下のとおりです。（領収書等にはいずれも確認印押印要）

宿泊	領収書、ホテルの明細等
特急券・新幹線	切符、領収書
航空機	航空券（e-チケット）、搭乗券の半券、請求書、領収書
学会	参加証（学会の発行する本紙） <u>ただし、懇親会の費用は支払いできません。</u>

③支払

「科研費引出請求書」をもとに支払います。

〈出張から支払までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉



（2）－3 旅費支払いにあたっての注意事項

旅費支払いにあたっては以下の項目にご注意ください。

①支払い上限

【日当・宿泊料】

- 国内旅費、海外旅費、招聘旅費ともに日当・宿泊料は「杏林大学科研費支出基準」の別表が上限となります。

【交通費】

- 鉄道乗車券は、グリーン車の利用料金は、支払うことができませんのでご注意ください。
- 航空券代は原則、エコノミークラス以外(ビジネスクラス、プレミアムエコノミークラス等)の利用料金は、支払うことができませんのでご注意ください。

ただし、「教授」区分の研究者が事前申請をした場合のみ、ビジネスクラスの支払が可能です。

②支払い上限の例外

【宿泊料】

- 研究分担者・研究協力者とともに出張に行き、同部屋で宿泊する場合は、人数で除した宿泊費となります。

また、以下の場合には杏林大学科研費支出基準を超えて支給することが可能です。事前に公的資金企画管理課にご相談ください。

- 天災などやむを得ない事情で航空券・宿泊をキャンセルした場合。
- 参加団体が指定するホテル等に宿泊する必要がある場合。
- 出張先における治安状況が悪く、杏林大学科研費支出基準に定める宿泊料では出張者の安全確保が困難である場合。

(3) 謝金の支払い

研究を遂行するための資料整理、実験補助、翻訳等を臨時に依頼した研究協力者に「謝金」として支払うことができます。役務の提供および支払金額を裏付ける書類を準備してください。

また、学園が源泉徴収を行うため、研究者の立替払いは認められません。

なお、平成 29 年度より、年間 5 万円以上謝金を支払う研究協力者にはマイナンバーの提示が必要となる場合があります。

①謝金依頼

「謝金支払依頼書」(様式 9) を支払希望日の概ね 2 週間前までに公的資金企画管理課に提出してください。講演を依頼した場合には演者の略歴書(自由様式)を添付してください。

なお、謝金額は「杏林大学科研費支出基準」「厚生労働省科学研究費補助金取扱細則」等を参考に定めてください。

*謝金と合わせて交通費相当額を支払う場合、交通費相当額も含めた総額が源泉徴収の対象になります。ただし、招聘される側の研究者があらかじめ交通機関、航空会社、旅行会社等から直接購入する場合や、招聘する側が切符を準備し講演者へ渡す場合など、源泉徴収対象にならない場合がありますので、公的資金企画管理課へ確認ください。

②謝金支払

謝金は、本学経理課が源泉徴収を行い、経理課(学園)が、研究協力者へ直接謝金を振込みます。現金支払いを希望する場合は、支払日までに支払金額と領収書を準備しますので、研究者は、研究協力者に謝金を支払し、領収書を公的資金企画管理課に提出してください。

③請求書通知

②の支払にかかった税金等のすべての経費が経理課から研究者に請求されます。請求書は公的

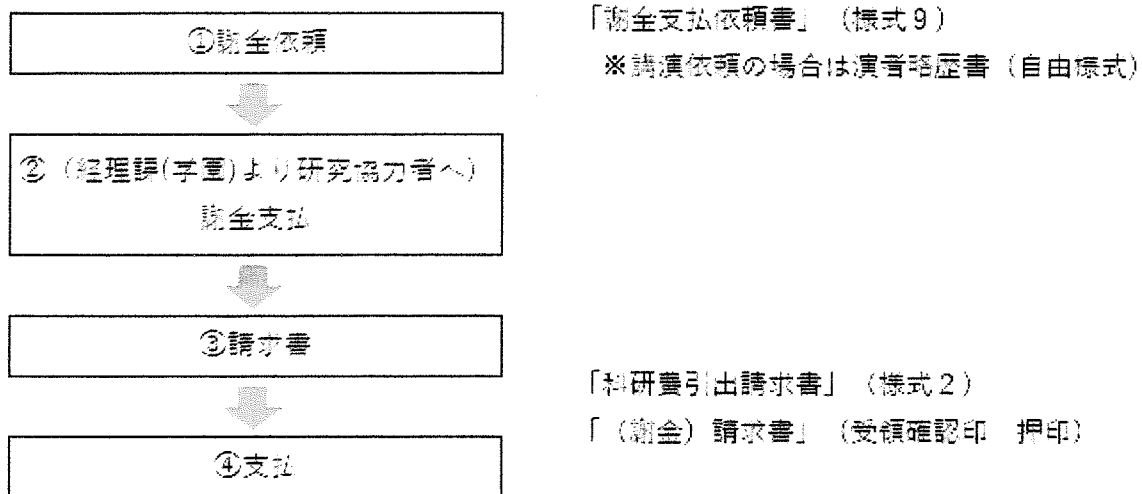
資金企画管理課を通して研究者へ通知します。

④支払

「科研費引出請求書」(様式2)を作成し、請求書とともに公的資金企画管理課へ提出してください。

なお、謝金ではなく、謝品を渡す場合には公的資金企画管理課にお問い合わせください。

〈謝金依頼から支払までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉



(4) 人件費の支払い

当該研究を遂行するための資料整理、実験補助、翻訳等を継続的に依頼した者には「人件費」として支払うことができます。謝金と同様、学園が源泉徴収を行うため、研究者の直接雇用は認められません。

①雇用依頼

研究協力者を雇用する場合は事前に学園と研究協力者との間で雇用契約を締結する必要があります。雇用契約の締結及び人件費の支払い又は、各種事務手続きが必要となりますので事前に公的資金企画管理課へ問い合わせください。

②人件費支払

人件費の支払いにあたり本学人事課が保険料等の算出を行い、人事課(学園)から研究協力者へ人件費を振込みます。

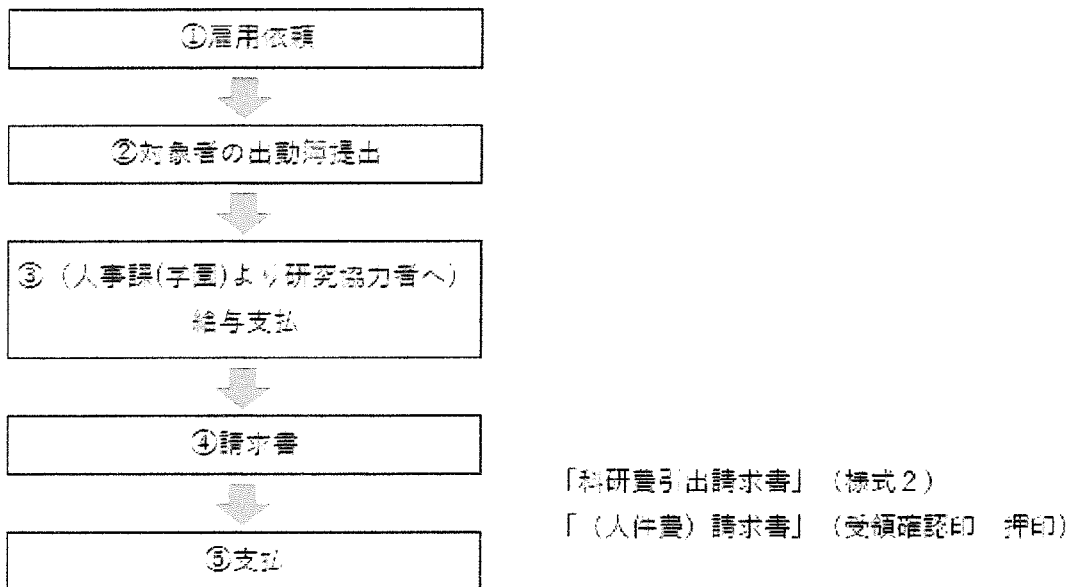
③請求書通知

支払にかかった税金・事業者負担金等のすべての経費(社会保険(私学共済)・労働保険(労災保険・雇用保険)に係る費用等)が人事課から研究者に請求されます。請求書は公的資金企画管理課を通して研究者へ通知します。

④支払

「科研費引出請求書」(様式2)を作成し、請求書とともに公的資金企画管理課へ提出してください。

〈雇用依頼から支払までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉



(5) その他の費用の支払い

(5) - 1 検査委託代、印刷製本代、英文校正(翻訳)代等の委託費

検査委託費、印刷製本費、英文校正(翻訳)費等の委託費は研究者自身の発注が可能です。発注から支払までの手順は消耗品等と同様ですが、公的資金企画管理課へ発注を依頼する場合を除き、「物品購入申請書」(様式1)の提出は必要ありません。

①発注

研究者が業者へ直接発注します。発注の際、「物品購入申請書」(様式1)は提出の必要はありませんが、10万円を超える場合、必ず複数(2社以上)の業者に相見積を取り、安価な業者に発注してください。2社以上の見積が難しい場合は、その旨の理由書と業者との委託契約書(様式自由)を提出してください。公的資金企画管理課へ発注を依頼する場合は「物品購入申請書」(様式1)を提出してください。公的資金企画管理課にて複数の業者の見積りを依頼します。

なお、厚生労働省分の科研費により業務委託等を行う場合は、金額を問わず必ず2社以上の見積を取り、安価な業者に発注してください。2社以上の見積が難しい場合は、その旨の理由書と業者と委託契約書を提出してください。(様式自由)

②納品

研究者に直接納品される場合は、消耗品等と同様必ず検収を受けてください。納品書には検収日が入った検収印を押印します。検収のため、公的資金企画管理課に以下のものをお持ちください。

【検査委託代、各種利用代】

- 検査結果の通知書、利用料の詳細が分かる書面(契約書やWEB上の該当ページのコピー)等
- * 個人情報等、提示できない部分がある場合は、その部分を除いて提示してください。

【印刷製本代】

- 納品された印刷物・製本の現物
- 配布した場合には配布先の一覧

【英文校正（翻訳）代】

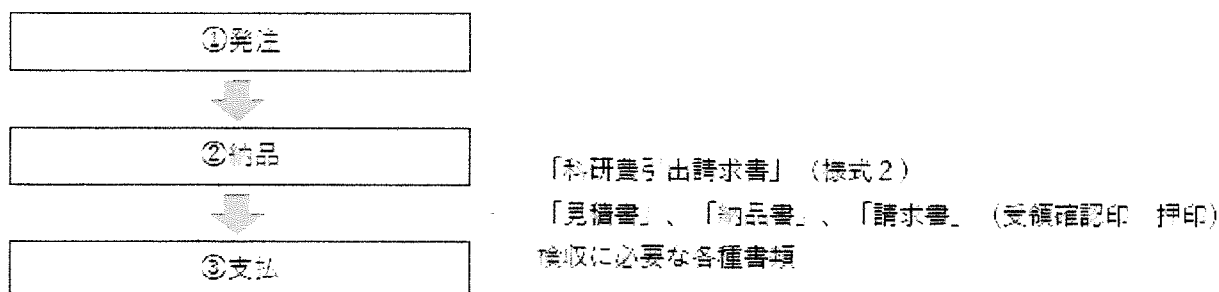
- 校正（翻訳）された論文等の一部

③支払

「見積書」・「納品書」・「請求書」等各種書類に受領確認印を押印し、「科研費引出請求書」（様式2）を添えて公的資金企画管理課へ提出してください。「科研費引出請求書」をもとに科研費での支払いを行います。

なお、海外の業者に英文校正（翻訳）を委託する場合はクレジットカードでの立替払いを例外として認めています。クレジットカードにて立替払いを行った場合は「科研費引出請求書」等とともにクレジットカードの支払明細書本紙をお持ちください。

〈発注から支払までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉



（5）－2 切手代、宅配便代、会議費・会場借料代

切手代、クオカード代、宅配便代、会議費・会場借料代の場合は、研究者に一旦、立替えしていただきます。支払までの流れは以下のとおりです。

①発注

研究者より業者へ直接発注（購入・発送）します。

②支払

「科研費引出請求書」（様式2）と「立替払請求書」（様式11）、証拠書類、領収書を公的資金企画管理課へ提出してください。使用内容を確認後、研究者の口座に支払います。

なお、支払に必要な証拠書類は以下のとおりです。

【切手代】

- 出納帳（購入日、送付日、送付先、送付物を明記）

【クオカード代】

➤ 受領証（受領日、住所、氏名を明記。一斉に手渡す場合は1枚の表で管理も可。）

※ただし、一度に大量のクオカードを購入する場合は、例外的に（手渡す前に）クオカードの検収をお願いすることがあります。大量のクオカードを購入する場合は事前に公的資金企画管理課にご相談ください。

【宅配便代】

➤ 宅配業者の配送控え（領収印押印済）

*送付物の内容を明記してください。

【会議費、会場借料】

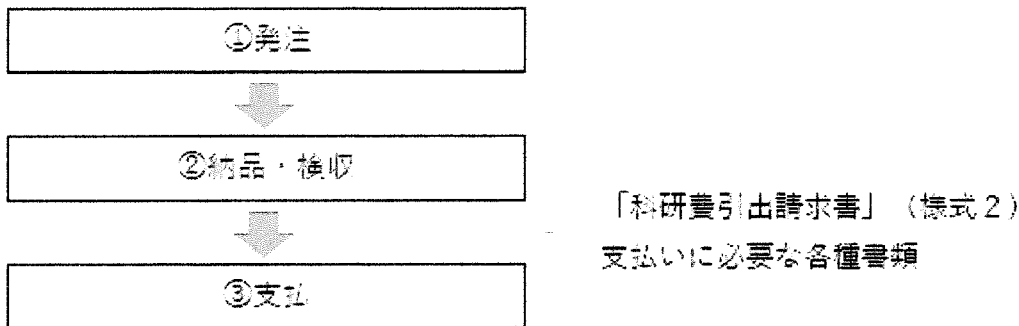
➤ 「会合報告（記録）書」（様式10）

➤ 会議の開催案内・パンフレット

➤ 会議の議事録

➤ 芳名録

〈発注から支払までの簡易フローチャート及び各種提出書類〉



（6）立替払いの注意点

本学では、研究者による謝金・人件費の立替払いは一切認めておりません。旅費・論文投稿料・英文校正（翻訳）を除き、物品購入等の立替払いも認めておりません。

研究遂行上、やむを得ず立替払いをする場合には事前に公的資金企画管理課に連絡し、認められた場合は、物品の検収後、「科研費引出請求書」（様式2）・「立替払請求書」（様式11）に証拠書類、領収書を添えて公的資金企画管理課に提出してください。

なお、旅費・論文投稿料・英文校正（翻訳）の費用をクレジットカードで支払った場合には、クレジットカードの支払明細書本紙を添付してください。（クレジットカードは、本人名義のみとします。通常の物品購入は、クレジットカードの使用は認めません。）

また、ポイントサービスによるポイント加算は研究者個人の収入とみなされますので、ポイントカード等は利用しないでください。

(7) 注意事項

(7) - 1 支払いについて

各種費用は原則、銀行口座へ振込みます。領収書に代わり銀行が発行する「お振込受付明細書」で管理します。

なお、同一日に同一業者等への振込みの場合、他の研究者の支払い分と合算処理するため、個々の伝票ごとの「お振込受付明細書」はありませんが、「総合振込明細書」等で確認できます。

(7) - 2 合算使用について

研究課題に対して措置される研究費であることから、研究課題の目的に合った使用が確保されれば他の経費と合算使用が可能です。

- ①研究費の使用分と他の経費の使用分が明確に分割できる場合
- ②加算する「他の経費」の用途に制限※がなく、研究費を当該研究課題に関する事業に使用することが担保される場合

※用途の制限の例

私立大学経常費補助金は、他の補助金及び委託費により実施している事業に対する経費の支出

(7) - 3 研究成果の公開時の義務について

新聞、書籍、雑誌等において研究費の成果発表を行った場合、または特許出願する場合には、その都度、文部科学省・厚生労働省に報告する必要があります。なお、研究成果公開時には必ず謝辞に科研費を取得した成果である旨をご記入ください。

(7) - 4 研究費の繰越しについて

学術研究助成基金助成金は、研究期間内であれば年度を跨いでの繰越し使用が可能です。研究期間最終年度の場合は所定の手続きにて承認を得ることにより最大1年を限度として繰越しが可能です。科学研究費補助金も、やむを得ない事情により計画通りに研究が遂行できない場合、所定の手続きにて配分機関の承認を得ることにより研究費の繰り越しが可能です。公的資金企画管理課へご相談ください。

なお、以下の場合は対象になりません。

※繰越承認申請に至らなかった事例

- ①自己都合が主な要因となっている場合（教育活動等本来の業務が多忙）
- ②あらかじめ予見可能であった場合（改正された法律等の施行による状況の変化、前年度の出来事(災害等)）
- ③当初より、当該年度中に終了しないことが明らかな場合（複数年にわたる事象を対象としているもの）

(7) - 5 執行にあたってのルール

厚生労働科学研究費補助金等、他に定めのある場合には、それぞれのルール・様式が優先されることがありますので、該当する研究費を受領している研究者はご注意ください。

(7) - 6 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」改正に伴う注意事項

平成 26 年 2 月 18 日に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」が改正されたことに伴い、本学でも「杏林大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程」を改正しました。上記規程により公的資金企画管理課では以下の取組を実施することがあります。ご注意ください。

- 公的資金企画管理課にて研究費の執行状況を検証し、当初計画に比較して著しく遅れている場合は研究計画の執行に問題がないか確認して、問題があれば研究者へ改善策を求める場合があります。
- 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発など）に関する検収は公的資金企画管理課と一緒に役務の内容がわかる者が立ち会うことがあります。
- 換金性の高い物品（パソコン等の OA 機器）は公的資金企画管理課で使用状況の確認をします。また金券類（図書カード、クオカード）は出納帳を提出いただきます。
- 出張については申請どおりに実施しているか確認するために、宿泊先等に問い合わせするなど公的資金企画管理課にて把握するようにいたします。
- 科研費で雇用している研究協力者の勤務については公的資金企画管理課にて勤務実態を直接確認することがあります。
- 本冊子中、金額に関して説明のある箇所は、税込での金額となります。

公的資金企画管理課ホームページにて各種様式を公開しています。

(あんずネットが閲覧できる環境のみ)

URL : <http://www1.kyorin-u.ac.jp/koutekishikin>

その他、ご不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

公的資金企画管理課三鷹キャンパス内線 3 2 4 8 ・ 3 2 4 5

Mail:kenkyushien@ks.kyorin-u.ac.jp

No.

公的資金

提出日を記入

科研費或いは厚生科研費と記入

2020年 4月 18日

公的研究費用 (研究名称: 科研費 / 厚生科研費)

公的資金企画管理課 御中

- ・具体的に支出する研究者情報、研究課題情報を記入 (内線は PHS も可、普段連絡が取れる連絡先を記入)
- ・公的資金企画管理課に発注を依頼する場合、又は 10 万円以上の物品の発注したい場合は、要研究者印

所 属: 学 部 名

研究代表者(分担者)名: 研究者氏名 (内線 1234)

研究種目・課題番号等: 基礎研究 (C) ・ 12K34567

物品購入申請書

下記の物品の購入申請をします。(直接、研究者が発注した場合は、備考欄に業者名を記入してください)

厚生科研費の場合は事業名

物品名	規格	メーカー	数量	定価 (税込)	合計金額(税込)	備考 (業者名)
例 1) 遠心機	12AB34CDF-1	〇〇テクノロジ	2 台	10,000	20,000	〇〇商事 (株)
例 2) パソコン用コンピュータ	34G5678H	〇〇株式会社	1 台	200,000	200,000	

10 万円未満の物品を研究者自身で発注した場合は、必ず発注した業者名を記入。公的資金企画管理課に発注を依頼する場合、又は 10 万円以上の物品の発注したい場合は、備考欄は空欄。

- ・ 10 万円未満の物品を研究者自身で発注した場合、本申請書 (印は無くても可) 又はそれに準じた資料(見積書の pdf など)を公的資金企画管理課メールアドレス (kenkyushien@ks.kyorin-u.ac.jp) FAX(0422-44-0767)或いは当該紙媒体を公的資金企画管理課 / 井の頭庶務課に提出
- ・ 公的資金企画管理課に発注を依頼する場合、又は 10 万円以上の物品の発注したい場合は、必ず印刷・支出者印押印の上、公的資金企画管理課 / 井の頭庶務課に提出

記載例

「物品費」「旅費」「謝金・人件費」「その他」全費目において最終的に提出が必要となる様式

様式 2

提出日を記入
※請求書記載の日付、以降

2020年 4月 30日

杏林大学長 殿

厚生科研費の場合は事業名

2020年度科研費（ 基盤研究 (C) ）引出請求書

・課題番号と研究者氏名を記入
・研究分担者であっても研究者氏名に（ ）は不要

研究課題番号	1	2	K	3	4	5	6	7
研究代表(分担)者	研究者氏名 ㊟							

物 品 名 等	引 き 出 し 金 額	備 考
パーソナルコンピュータ 1台 他 34G5678H	260,000	
①物品名 1 他 ②物品名 2 他	1,000 2,000	
	260,000	伝票の合計金額を記入

・請求書記載の品名等と同様の文言を記入（品名が長い場合はある程度の所で省略可）、複数購入の場合は「物品名 1 他」としても可
・同業者への発注の場合は、5伝票までであれば1枚の本様式で提出可、この場合は
物品名等 引き出し金額
①物品名 1 他 1,000
②物品名 2 他 2,000
のように項目毎に記入

振 込 先
研究者等氏名または業者名
〇〇株式会社

・業者名のみ記載（支店名や口座情報は不要）
・謝金・人件費支出の場合は「学校法人杏林学園（杏林大学〇（該当の学部））理事長 松田博青」と記入
・立替精算の場合は実際に立替えを行った研究者氏名を記入、本学で旧姓使用を行っている場合は「研究者氏名（銀行口座等記載の姓）」とする

※ 研究者等個人に、はじめての振込みになる場合、通帳の写しを添付してください。
（振込先を変更する場合は、新たな通帳の写しを添付）

立替精算にて実際に立替えを行った研究者にはじめて振込みを行う場合は、通帳（写し）も提出

公的資金企画管理課長	経理事務確認者	経理事務担当者

本欄には記入、押印しないこと

物品寄付申請書（科研費用）

提出日を記入

2020年 5月 1日

※請求書記載の日付、以降

杏林学園理事長 殿

研究代表（分担）者

所 属 学部名

氏 名 研究者氏名

㊟

科研費により購入した設備備品、図書について科学研究費補助金取扱規程第18条、科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第21条、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第22条の定めにより、下記のとおり寄付致します。

記

具体的に支出する研究者情報、研究課題情報を記入

1. 研究種目 2020年度 科研費（ 基盤研究（C） ）

2. 課題番号 12K34567

3. 研究課題 ○○××の検討について

4. 2019年度受入額 2,000 千円 （直接経費）

研究者自身が当該年度に直接受け入れる金額を記入（代表者の場合は分担金を除いた金額）

5. 寄付する設備備品、用品、図書

品 名 パーソナルコンピュータ

規 格 34G5678H

製造会社 ○○株式会社

数 量 1台

納入総額 200,000 円 （税込）

納入年月日 2020年 4月 25日

製造年月日（中古品の場合のみ） 年 月 日

設置場所 A棟 1階 101室

備 考

購入した備品情報を記入

各学部の上長印を必ず押印

医学部：各教室の上長

保健学部：学科長

総合政策学部：学部長

外国語学部：学部長

教室（学科）主任確認印

杏林

※原議書印は省略

提出日を記入

2020年 4月 18日

公的資金企画管理課 御中

付帯工事調査依頼書

科研費による下記の物品の購入に伴い、付帯工事の有無の調査を依頼します。

記

研究種目(課題番号) 2020年度科研費(基盤研究(C)) (12K34567)

物品名 パーソナルコンピュータ

設置場所又は使用場所(部屋番号) A棟 1階 101室

所属・職名 学部名・職位

研究者 研究者氏名

- ・具体的に支出する研究者情報、研究課題情報、発注希望の物品、設置場所又は使用場所を記入
- ・複数の場所で使用する場合は代表的な場所を1ヶ所記入
- ・設置場所又は使用場所は変更できないため注意

施設課記入欄

・電気工事の 有・無

・給排水工事の 有・無

・その他工事の 有・無 (工事名:)

この記入欄は施設課が記入するため、記入しないこと

工事費用(概算) 円(税込)

施設課担当者名 印

検 査 調 書

金 額 _____円 (税込)

供 給 者 _____

品 名 _____

契約年月日 年 月 日

搬入年月日 年 月 日

検査年月日 年 月 日

上記の物品は、検査の結果、契約書に相違なく納付されたことを確認する。

年 月 日

検査員

役 職 (契約事務担当者又はその補助者)

氏 名 _____ [印]

役 職 (研究代表者又は研究分担者)

氏 名 _____ [印]

年 月 日

旅費請求書

研究代表(分担者)者 殿

所属上長		確認者		担当者							
請求者		所 属		職 名							
氏 名		氏 名		氏 名							
概 算 額		精 算 額		追 及 額							
_____ 円		_____ 円		_____ 円							
年月日	出発地	到着地	宿泊地	路 程	鉄 道 賃		航 空 (船 賃)	車 賃	日 当	宿 泊 料	旅 行 雑 費
					運 賃	特 急					
											()
											()
											()
											()
											()
合 計											
その 他		_____		_____		_____		_____		_____	
の 費 用		_____		_____		_____		_____		_____	
演題登録料		_____		_____		_____		_____		_____	
その他		_____		_____		_____		_____		_____	
合 計		_____		_____		_____		_____		_____	
										備 考	

記載例

正式な学長公印付の出張許可依頼書が必要な場合のみ提出
※出張を依頼する研究協力者の所属機関における出張申請書（写し）が提出可能な場合や個人間で出張依頼・承諾のやり取りが可能な場合は提出不要。但し、出張申請書（写し）、個人間での出張依頼・承諾手続きのいずれも対応可能な場合は、原則出張申請書（写し）を提出。

様式 7

出張許可依頼書

提出日を記入 2020年 4月 1日

杏林大学長 殿

出張依頼者・所属・職名・氏名

学部名・職位・研究者氏名 ㊟

科研費による研究遂行のため下記研究者に出張を依頼したく、相手先機関長または本人宛に依頼状の発送をお願いします。

記

- 1. 出張者 出張の依頼をする学外研究協力者氏名
- 2. 所属・職名 大学名・学部名・職位
- 3. 研究種目 2020年度科研費（ 基盤研究(C) ）
- 4. 研究課題 ○○××の検討について
- 5. 機関長職名・氏名 学長・○○○○
- 6. 送付先住所 (〒181-8611) 東京都三鷹市新川6-20-2
- 7. 出張先 杏林大学
- 8. 出張期間 2019年5月1日～2019年5月3日
- 9. 出張の目的・内容 ○○学会への参加
- 10. 費用の支払 支給 (旅費・日当 謝金*)
不支給 (にチェックしてください)

・具体的に支出する研究者情報、研究課題情報、出張の依頼をする学外研究協力者にかかる情報を記入

学長公印、郵送後に
①謝金として支払う場合は「様式9 謝金支払依頼書」を提出
②旅費として支払う場合は科研費支出基準に基づき支出（支出にあたって半券等必要になるため注意）

(作成上の注意点)

学外の研究者へ出張を依頼する際、公的資金企画管理課へ提出してください。
原則、研究者が研究機関等に所属する場合は機関長宛に、研究機関に所属しない研究者の場合は研究者宛に依頼します。
※謝金として支払う場合は別途様式9により謝金の支払を依頼してください。

出張報告（記録）書

提出日を記入

2020年 4月 8日

杏林大学長 殿

出張者・所属・職名・氏名

学部名・職位・研究者氏名

㊟

科研費による出張について下記のとおり報告します。

記

1. 研究種目 2020年度科研費（ 基盤研究（C） ）

2. 研究課題 ○○××の検討について

3. 用務地 東京都三鷹市

4. 用務先 杏林大学三鷹キャンパス

5. 出張日程 2020年4月1日（月）～2020年4月5日（金）

6. 用務の概要 (具体的に) ○○の検討を進めるため、第1回△△学会総会へ参加し、情報収集を行った。1日目にポスターセッションを行い、自身の研究内容について説明を行った。また、2日目には××に対する発表を行っていた研究者と議論を行い、今後の研究に関する知見を得た。3日目、4日目においては、関心のある研究発表を聴講する等、今回の学会参加を通じて様々な見識を得ることができ……

・具体的に支出する研究者情報、研究課題情報、出張先（用務地、用務先）、出張日程を記入

何を実施したか、どういう成果が得られたかを記載例を参考に詳細に記入。

支払いを希望する日付の原則2週間前までに要提出
 ※通常は依頼内容の実施後に成果物とともに本様式を提出。

謝金支払依頼書

提出日を記入

2020年 6月 1日

杏林学園理事長 殿

研究代表（分担）者・所属・職名・氏名

学部名・職位・研究者氏名

㊦

科研費の研究遂行のため、下記の者への謝金の支払いをお願いします。

研究協力者	氏名	学外研究協力者氏名（学内であっても学生や非常勤講師であれば可）
	自宅住所	(〒111-1111) ○○県××市△△1-1-1
	電話番号	0422-47-5511
	勤務先・学校名等	○○大学
	備考	○○大学×学部教授

- ・用務を依頼する学外研究協力者（学内であっても学生や非常勤講師であれば可）にかかる情報を記入。
- ・翌年度支払調書作成の際に必要なため、正確な住所を必ず確認。
- ・備考欄には必ず当該研究協力者の所属を記入

依頼内容 ○○の翻訳 / ××の被験者 など

依頼内容が分かるよう具体的に記入

期間 自 2020年 5月 1日 至 2020年 5月 31日

原則1ヶ月毎に記入

謝金額(税込)		円
源泉徴収額 <small>※源泉徴収</small>	記入しない	円
手取り額		50,000 円
支給希望 <small>※〇をつけてください</small>	謝金額(税込) ・ 手取り額	
支払希望日	記入しない	年 月 日

手取り額で(50,000円など)で支払うか、源泉徴収額込みの謝金額(税込)で支払うかを○で囲い、該当欄のみに金額を記入。源泉徴収額、支払希望日欄には記入しない

支払い方法	銀行名	○○銀行 ××支店							
①. 振込	口座種別	①. 普通	口座番号	1	1	1	1	1	1
		2. 当座							
2. 現金 (講演謝金等)	(フリガナ) 口座名義	学外研究協力者氏名							

(注) 振込先口座を記入の上、通帳(写)を添付してください。

銀行振込のための口座情報を記入
 初振込の場合は通帳(写し)も提出

成果物例：出勤簿（単純な資料整理等、実験の被験者をお願いする場合）、解析等結果の一部（本学に出勤せず依頼を行った場合）、業務依頼書・承諾書（通訳や講演など、成果物が出せない場合）
 謝金額によっては当該学外研究者の略歴書や、本学に出勤せず解析等を行った場合でも業務依頼書・承諾書が必要な場合有

会場を借用した場合、会議時に飲食が生じた場合に提出
※領収書等の伝票、参加証明の書面（芳名録、会議開催の案内やパンフレット、会議議事録）も提出

会 合 報 告（記 録）書

提出日を記入 2020年5月1日

杏林大学長 殿

研究代表（分担）者・所属・職名・氏名

学部名・職位・研究者氏名 ㊦

科研費による研究遂行のための会合を開きましたので報告します。

- 1. 研究種目 2020年度科研費（ 基盤研究(C) ）
- 2. 研究課題 ○○××の検討について
- 3. 会合の日時 2020年4月15日（水）15:00～19:00
- 4. 会合の概要等 ○○についての検討のため、Aが解析したデータをB、C、Dとともに議論した。△△の懸念が生じたため、Dが再度実験を行うこととなった。また、Bの結果により××が判明したため、××の追加測定を行うこととなった。
- 5. 出席者 研究者氏名、A、B、C、D
- 6. 備考

・具体的に支出する研究者情報、研究課題情報、会議日時、会合内容、出席者を記入
・会合内容は、議事録がない場合は詳細に記入

物品や切手、クオカード等を立替で購入した場合に提出
※旅費の場合は不要

2020 年度科研費 (基盤研究(C)) 立替払請求書

立 替 払 請 求 書

2020年4月5日

研究代表(分担)者 殿

提出日を記入
※請求書等記載の日付、以降

金 820 円也

立替えた金額と物品等名を記入

但し 切手代 として

上記金額を立替払いしましたので領収書を貼付し請求します。

立替者

氏 名 実際に立替えを行った研究者氏名 ㊟

- ・領収書等を貼付、当欄に貼付しきれない場合は、別紙(白紙)に貼付も可能。
- ・領収書等には要立替者・支出者印

※ ポイントサービスによるポイント加算は研究者個人の収入とみなされますので、ポイントカード等は利用しないでください。

※ 領収書には立替者の確認印を押印くださ

い。

換金性の高い物品設置報告書

提出日を記入

2020年 5月 1日

※請求書等記載の日付、以降

公的資金企画管理課長 殿

研究代表（分担）者

所 属 学部名

氏 名 研究者氏名

㊟

科研費により購入した換金性の高い物品について、下記のとおり報告致します。

記

1. 設置する物品

品 名	_____ タブレット6インチ _____		
数 量	_____ 1台 _____		
設置場所	_____ A棟 _____	_____ 5階 _____	_____ 111室 _____
備 考	_____ _____ _____		

- ・換金性の高い物品名、数量、設置場所を記入。当該物品名は請求書記載のものと同一の名称を記入。
- ・換金性の高い物品を複数購入し、設置場所が異なる場合は備考欄に記入。

〔作成上の注意点〕

換金性の高い物品を複数購入し、設置場所が異なる場合は備考欄に記入してください。

杏林大学における公的研究費の適正な運営、管理に関する規程

制定 平成19年10月15日

改正 平成20年 4月 1日 平成21年 8月 1日

平成27年 1月19日

(目的)

第1条 この規程は国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）について、その適正な運営、管理をするために必要な事項を定めることを目的とする。

(最高管理責任者)

第2条 杏林大学（以下「本学」という。）に公的研究費の運営、管理について、本学全体を統括し、最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充て、職名を公開するものとする。

3 最高管理責任者は研究者の行動指針及び事務職員の行動規範を定め、公的研究費の執行にあたって、これが公的なものであることを構成員すなわち非常勤を含む研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないよう対応するものとする。

4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定、周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営、管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第3条 本学に公的研究費の運営、管理について、最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

2 統括管理責任者は、医学部長をもって充て、職名を公開するものとする。

3 統括管理責任者は不正防止対策に関して、基本方針に基づき、具体的な対策を策定、実施する責任を負う。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 本学の各学部、各研究科及び事務部門（以下「部局」という。）において統括管理責任者の下、公的研究費の運営、管理について、実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、各学部の学部長又は教務部長、各研究科の研究科長又は教務担当及び事務部門を統括する事務局長をもって充て、職名を公開するものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は自己の管理監督又は指導する部局において、その構成員を対象として、以下の業務を行うこととする。

(1) 不正防止計画の実施

(2) 受講管理を含めたコンプライアンス教育の実施

(3) 公的研究費の管理、執行に関するモニタリングの実施

4 コンプライアンス推進責任者は必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

コンプライアンス推進副責任者はコンプライアンス推進責任者を補佐するものとする。

(コンプライアンス推進委員会)

第5条 不正防止の推進を図るため、最高管理責任者の下にコンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究推進センター長、大学事務部長及び最高管理責任者が必要と認める者をもって構成する。

3 委員会の委員長は、統括管理責任者とする。

4 委員会は、以下の業務を行うこととする。

(1) 不正防止計画の策定

(2) 不正事例等の要因把握、分析

(3) コンプライアンス教育の企画、実施

(4) その他、不正防止に関わる事項

5 委員長は、委員会で決定、実施した内容を最高管理責任者に報告する。

6 委員会の事務は、公的資金企画管理課が担当する。

(内部監査)

第6条 最高管理責任者の指示に基づき、公的研究費の管理、執行について内部監査を行うものとする。

2 内部監査に係る要綱については、別に定める。

(通報窓口の設置)

第7条 公的研究費の不正使用等に関する本学内外からの通報、告発を受け付ける窓口を、大学事務部に設置する。

2 通報窓口は、通報を受け付けた場合、速やかに通報内容をコンプライアンス推進責任者及び統括管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者は、速やかに通報内容を最高管理責任者に報告する。

(調査)

第8条 内部監査で不正が疑われる事例が見つかった場合、学内外からの通報、告発があった場合等に際し、最高管理責任者は公的研究費の不正使用に係る調査が必要であるかを判断する。調査が必要であると判断した場合には、公正かつ透明性の高い仕組みによる調査を行うものとする。

2 公的研究費の不正に係る調査の手続きについては、別に定める。

(不正に対する措置)

第9条 調査の結果、公的研究費の不正使用等の事実が認められた場合には、杏林学園職員就業規則等を踏まえ、懲戒処分等の措置を講ずるものとする。また、取引業者に対しては「杏林大学の公的研究費に係る物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱」に基づき取引停止等の措置を講ずるものとする。

(事務処理ルールの明確化等)

第10条 公的研究費に係る事務処理について、最高管理責任者はルールの明確化、統一化を図ると共に構成員に対して周知徹底を図り、常に検証を行うこととする。

2 公的研究費に係る事務処理について、本学内外からの相談を受け付ける窓口を設置するものとする。

(職務権限の明確化)

第11条 公的研究費の事務処理に関して、最高管理責任者は構成員の権限と責任を明確化し、職務権限に応じた決裁手続きを構築する。

(物品の購入、検収に関する取り扱い)

第12条 公的研究費の適正な運用を図るために、特に物品の購入、検収方法に関しては「杏林大学における公的研究費の不正防止計画」、細則については取扱要綱で定めることとする。

(運営、管理の見直し)

第13条 最高管理責任者は必要に応じて、公的研究費の運営、管理体制の改善をコンプライアンス推進委員会に指示するものとする。コンプライアンス推進委員会は指示内容を検討の上、改善内容を最高管理責任者へ報告し運営、管理体制の改善を行うこととする。

(雑則)

第14条 最高管理責任者は上記に定めるほか、「研究機関における公的研究費の管理、監査のガイドライン（実施基準）」において必要とされる取り組みを実施する。

第15条 この規程の改廃については、運営審議会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月 1日から施行する。ただし、第10条、第13条及び第17条は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月 1日から施行する。

杏林大学研究者行動指針

制定 平成19年 3月12日

改正 平成19年10月15日

杏林大学（以下「本学」という。）において研究に携わる研究者は、建学の精神のもとに責任と使命をもって研究を適正に遂行し、自律的に社会への責任を果たすよう努めなければならない。また、研究活動は公的研究費の支援を受けて行われる場合があるが、公的研究費の不正受給や不正使用等の不正行為は、国民の理解と信頼を著しく損なうものであり、本学では、このような研究活動に関する基本的な認識の下に、本学研究者（以下「研究者」という。）の行動指針として、本指針を「科学者の行動規範」（平成18年10月3日 日本学術会議）に準拠して作成するものである。

（研究者の責任）

1 研究者は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門的知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の行動）

2 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

（自己の研鑽）

3 研究者は、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

（説明と公開）

4 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（研究活動）

5 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本指針の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

（研究環境の整備）

6 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるように努める。

（法令の遵守）

7 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(研究対象などへの配慮)

8 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

9 研究者は、他者の成果を適正に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

10 研究者は、研究・教育・学会活動において、人権、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

11 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、本学の教育・研究・診療活動の目的並びに公共性に配慮しつつ適切に対応する。

附 則 この指針は、平成19年 3月12日から施行する。

附 則 この指針は、平成19年11月 1日から施行する。